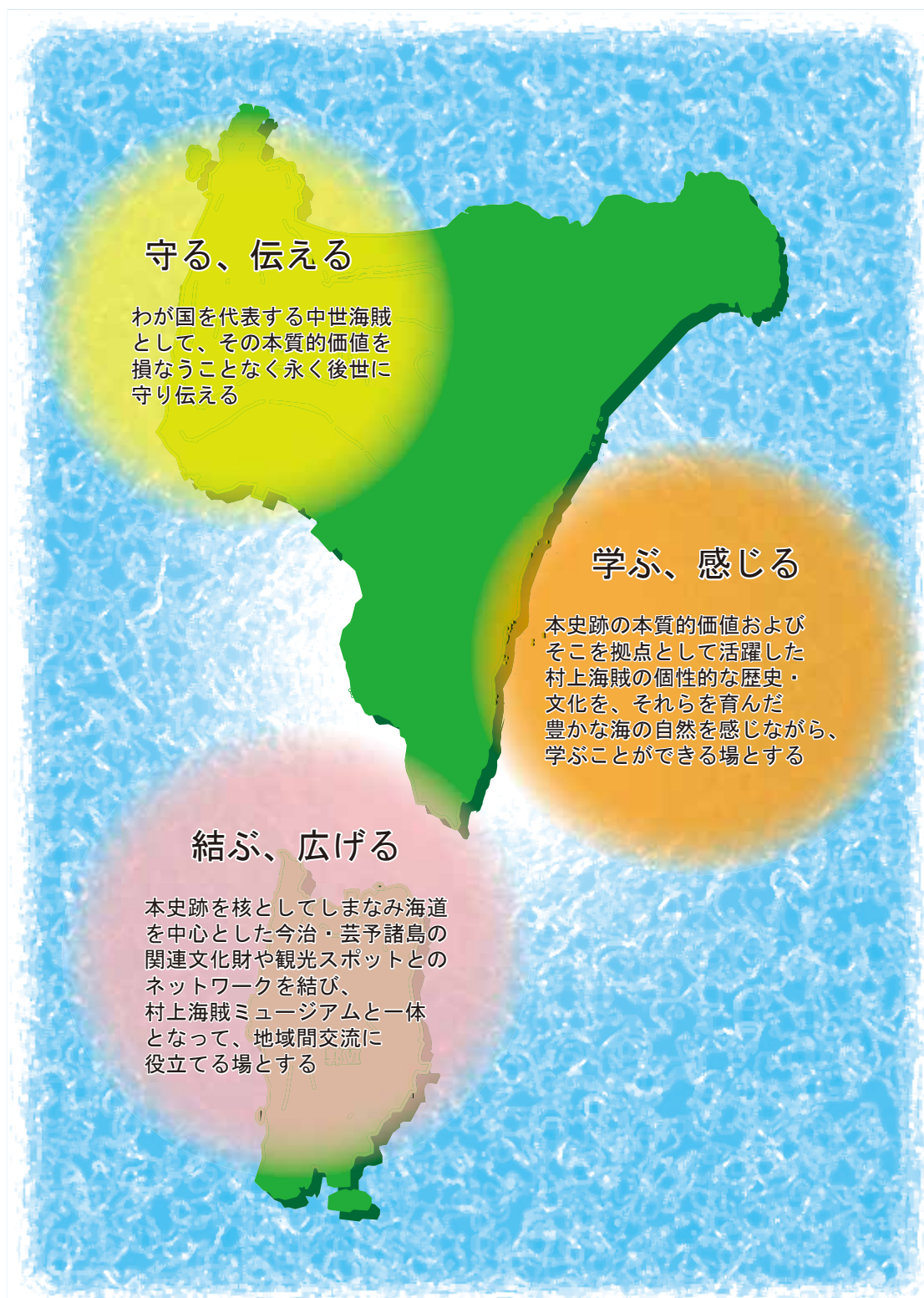


第4章 整備計画の基本理念と基本方針

第1節 整備の基本理念

令和2（2020）年3月に策定された『史跡能島城跡保存活用計画』の「第6章大綱・基本方針」に基づき、史跡能島城跡の整備における基本理念を下記に掲げる。



第2節 整備の基本方針

基本理念および『史跡能島城跡保存活用計画』の「第9章整備」に示した整備における基本方針に基づき、下記のとおり具体的な方針を示す。

『史跡能島城跡保存活用計画』で示した整備の基本方針

本史跡の保全、遺構の保護、瀬戸内の景観との調和を図りつつ、
海城の特性を活かし本史跡の本質的価値を適切に表現した整備を計画的に実施する。

(1) 保存のための整備の基本方針

- ・平成30年7月豪雨等の過去の災害によってき損が確認できる箇所での早期復旧と原因分析を行うとともに、災害による被害を防止するための必要な措置を講じる。
- ・岩礁ピット、海蝕テラス、南部平坦地および石積護岸等、本史跡を特徴づける海岸部の遺構を保存するために、モニタリングや破壊原因の調査分析に基づいた新たな保存方法を研究し、適切な措置を講じる。
- ・郭、切岸、切岸の役割を果たした天然の崖等の遺構を保存するため、雨水流路および樹木の及ぼす影響について必要な調査分析を行い、適切な措置を講じる。
- ・本史跡の保存に悪影響を及ぼす樹木や不要工作物を撤去し、良好な保存環境を整える。

(2) 活用のための整備の基本方針

- ・本史跡の本質的価値を顕在化する整備を行う。
- ・歴史的景観との調和はもちろんのこと、瀬戸内海国立公園特別地域としての自然景観にも十分に配慮した整備とする。
- ・本史跡の魅力を的確に伝えるためのビューポイントを設定し、動線計画を検討する。
- ・来訪者の安全かつ快適な散策を確保するため、動線計画に基づいた園路、各種便益施設の整備を行う。
- ・便益施設は、復元的整備を行うなど歴史的環境に調和したものとし、自然景観にも十分に配慮を行う。

(3) 本史跡指定地外における整備の基本方針

- ・村上海賊ミュージアムにおいて、本史跡の本質的価値を伝えるための展示等の整備を行い、一体的な情報発信を行う。
- ・本史跡指定地外において本史跡を眺望するビューポイントの設定や解説サイン等の整備を行う。